

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会 職員給与規程

- 第1条 一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）の行う職員の給与及び賞与は、この規程によるものとする。
- 第2条 給与とは、本給及び通勤手当をいう。
- 第3条 給与の計算期間は、月の16日から翌月の15日までをいう。
- 第4条 本給は、月額を基礎とし、計算上日額を必要とするときは、月額の22分の1をもって日額とする。
- 第5条 給与は、毎月20日を支給日とする。
ただし、支給日が休日（銀行の休日を含む）に当たるときは、その前日とし、その日が休日（銀行の休日を含む）の場合は18日とする。
- 第6条 職員の給与の額については、会長が定める。
- 第7条 月の中で採用した場合は、出勤日から日割計算をもって支給する。
2 職員が退職した場合は、その日まで日割計算をもって支給し、死亡した場合は、その月の全額を支給する。
- 第8条 通勤手当は、交通費の実費を支給する。
ただし、交通機関が平行して多種にわたる場合、その運賃の低い方を支給する。
2 2キロメートル以内の通勤区間の場合は支給しない。
- 第9条 休職期間中は給与を支給しない。
ただし、就業規程第31条第1号の規程により休職を命ぜられた者については、この限りでない。
- 第10条 賞与は6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。
ただし、雇用契約において報酬が年俸制である場合、年俸に賞与を含むため本項は適用しない。
2 賞与の額は、会長が決定する。
3 賞与は、夏期は6月15日、年末は12月15日に支給する。
- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成9年8月28日から施行する。
- 2 平成16年1月26日理事会承認 一部改定
- 3 平成16年10月13日理事会承認 一部改定
- 4 平成24年9月25日理事会承認 一部改定
- 5 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正（代表理事→会長）